

別冊

## 通学に関する基礎資料及び進捗状況

## 美保中学校区義務教育学校における通学に関する調査・検討の基礎資料

美保中学校区義務教育学校の開校に伴い、新たに通学手段、通学路及びバス通学の対象者等についての通学に関する事項について、以下のとおり検討する。

### 1 通学に関する前提条件

#### 【文部科学省】

(前略) 徒歩や自転車による通学距離としては、小学校で4 km以内、中学校で6 km以内という基準はおおよその目安として引き続き妥当であると考えられます。その上で、各市町村においては、通学路の安全確保の状況や地理的な条件に加え、徒歩による通学なのか、一部の児童生徒について自転車通学を認めたり、スクールバスを導入したりするのかなども考慮の上、児童生徒の実態や地域の実情を踏まえた適切な通学距離の基準を設定することが望まれます。

(中略)

適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、通学時間について、「おおむね1時間以内」を一応の目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて1時間以上や1時間以内に設定することの適否も含めた判断を行うことが適当であると考えられます。

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引き」より

#### 【米子市】

(前略) 国の示す基準は、「小学校にあつては、おおむね4キロメートル以内、中学校にあつてはおおむね6キロメートル以内」とされ、本市の小・中学校も一部を除き、この基準を満たしており、一部区域の遠距離からの通学に対しては、巡回バスや定期バスを利用し、その交通費について支援しています。

今後、統合等により校区を考えるにあたっては、国の示す基準を目安として、児童生徒の学校生活における様々な活動に影響を与えないように、距離だけではなく、交通の便や、通学の安全性等を十分に考慮し、地理的な条件などへの配慮が必要であると共に通学距離が遠距離になるときは、通学手段などの支援策の検討が必要です。

(中略)

学校区の拡大等に伴い、通学距離が遠距離となる場合は、今までどおり、通学の安全の確保の観点から公共交通機関やスクールバス等、通学手段の確保や通学支援策の検討が必要です。

「米子市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に係る基本方針」より

### 2 米子市内の通学等に関する現状

学校からの直線距離は、小学校では、淀江小学校区を除き、概ね半径4 km以内、中学校においては概ね半径5 km以内に位置している。通学としては、小学生は淀江小学校区の一部の地域を除き、徒歩通学となっている。中学生は徒歩又は自転車通学となっている。

【米子市内各小学校区における最も遠い通学の距離一覧表】

区分	小学校数
1 km以上 2 km未満	13校
2 km以上 3 km未満	6校
3 km以上 4 km未満	2校
4 km以上	2校（淀江小は路線バス利用）

上記の一覧表を「米子市内各小学校区別の通学範囲の状況」（別紙1）に示している。

3 美保中学校区義務教育学校における通学支援

美保中学校区義務教育学校においては、上記1の前提に基づくとともに、以下の事項を検討する。

- ・統廃合に伴い通学距離が遠距離になることから、よねぎーバスを活用した通学バスの運行について検討する。

4 通学等に関する美保中学校区の現状及び美保中学校区義務教育学校での見通し

義務教育学校の開校に伴い最長通学距離が長くなることを示している。美保中学校区の小・中学校の通学等に関する現状と現時点での開校目標としている令和13年度の見通しは、以下のとおりである。

(1) 美保中学校区の通学等に関する現状

	美保中学校	大篠津小学校	和田小学校	崎津小学校
児童生徒数	157人	98人	85人	131人
通学手段	自転車・徒歩	徒歩	徒歩	徒歩
登校班	無	有	無	無
最長通学距離 直線（実測）	約3.3km (約3.8km)	約0.8km (約1.2km)	約1.3km (約1.8km)	約2.0km (約2.6km)

(2) 令和13年4月時点の美保中学校区義務教育学校の通学等に関する見通し

児童生徒数 (推定数)	374人			
最長通学距離 直線（実測）	約2.2km (約2.8km)	約2.2km (約2.8km)	約1.8km (約2.4km)	約2.2km (約2.8km)

※児童生徒数は令和7年5月1日現在のものである。

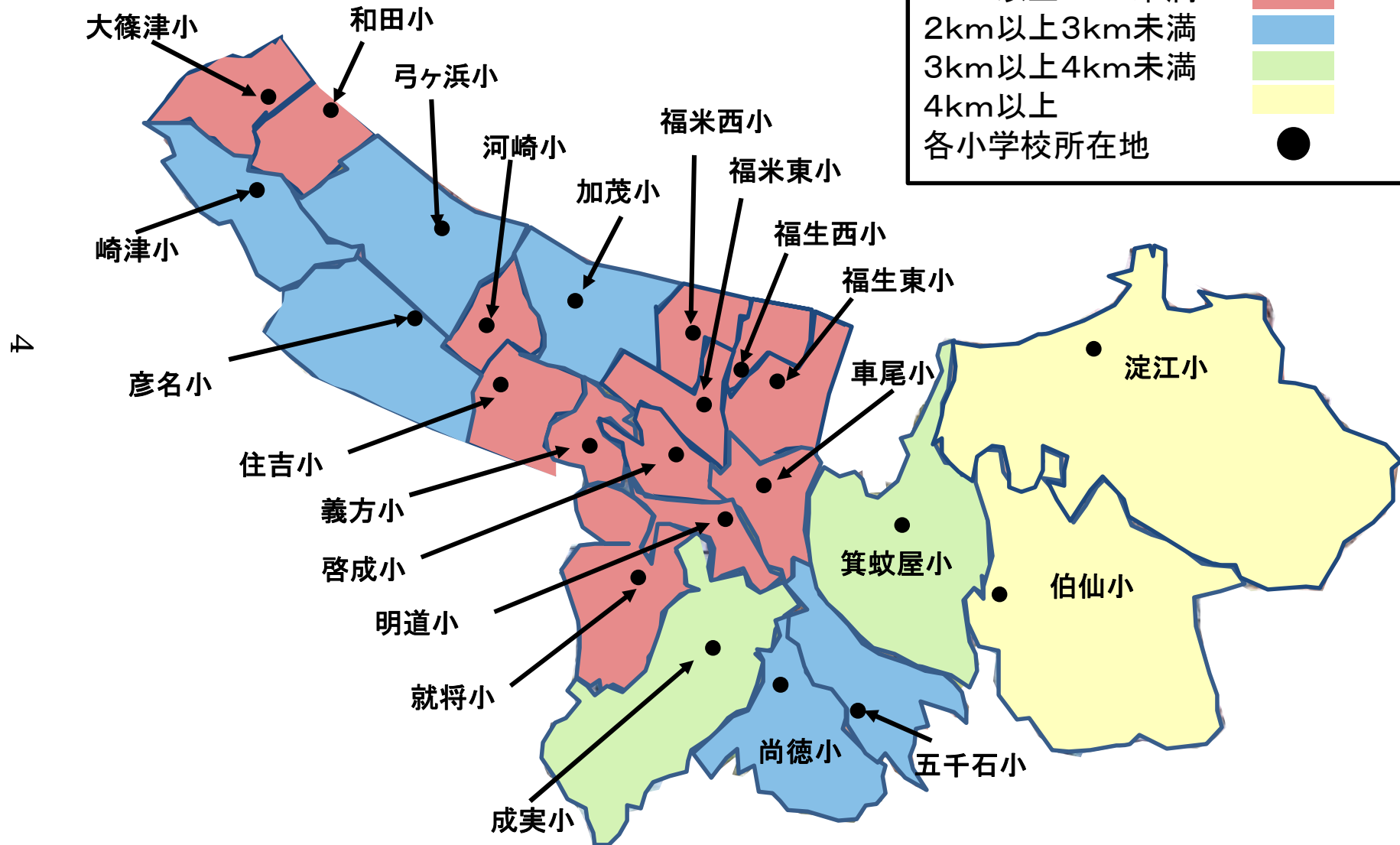
5 鳥取県内の自治体におけるバス通学の対象条件

鳥取県内の自治体は以下のとおり通学距離で通学バス対象者を決定しているところが多い。

各自治体	対象学年	通学距離	備 考
鳥取市	1～6年生	3 km以上（直線）	
岩美町	1～6年生	概ね2 km以上（直線）	・岩美西小は令和6年度より1.5 km以上の児童に対して夏季限定（6月～9月中旬）でバスを運行
八頭町	1～6年生	2 km以上（実測）	
若桜町	1～6年生	概ね2 km以上（直線）	・行政区ごとに区切っている。
智頭町	1～6年生	2 km以上（実測）	
倉吉市	1～6年生	4 km以上（実測）	
琴浦町	1～6年生	概ね3 km以上（実測）	
北栄町	備考に記載	2.0～2.9 km（実測）	・1～2年生はバス ・3～6年生は徒歩。冬季はバス
	1～6年生	3 km以上（実測）	・行政区ごとに設定 ・距離計測の基準地点はバス停
湯梨浜町	1～6年生	2 km以上（直線）	
三朝町	1～6年生	2 km以上（直線）	・行政区ごとに設定 ・行政区ごとの距離は町長部局が定める。
境港市	1年生	概ね2.0～2.5 km以上	・中浜小校区（三軒屋、夕日ヶ丘、中海干拓地）※冬季のみ運行
南部町	1～6年生	3 km以上（実測又は直線）	・集落ごとで区切っている。
伯耆町	1～6年生	2 km以上（実測又は直線）	
大山町	1～6年生	2 km以上	
日南町	1～6年生	2 km以上（直線）	
日野町	1～6年生	2 km以上（直線）	・学校までの通学路が国道のみのため、安全面から2 km以内でもバス通学を許可
江府町	1～6年生	集落ごとで距離を設定	

# 米子市内各小学校区別の通学範囲の状況

【凡例】  
 (各小学校区の最も遠い地点から各小学校までの距離)  
 1km以上2km未満  
 2km以上3km未満  
 3km以上4km未満  
 4km以上  
 各小学校所在地

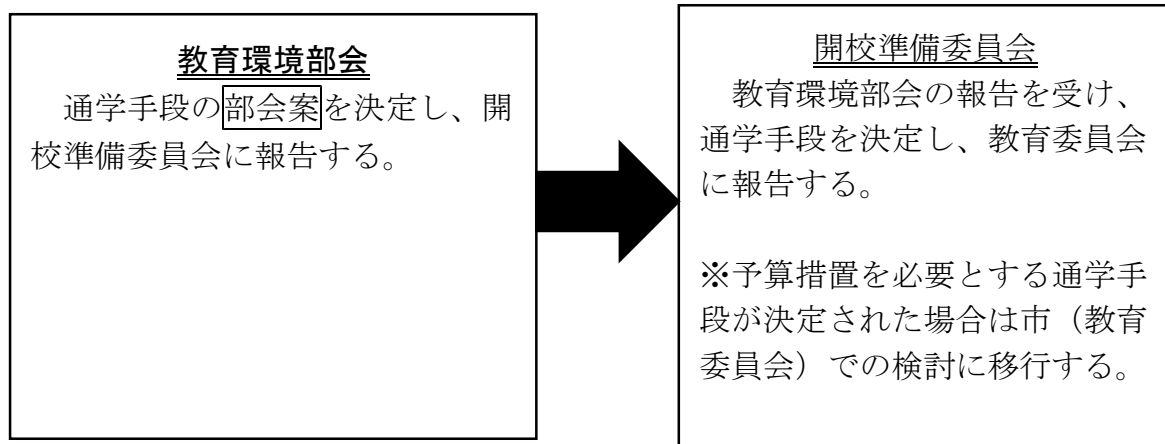


4

## 通学手段に係る検討の進捗状況について

令和7年度教育環境部会において「通学手段」に係る検討を行い、以下のとおり「部会案」を決定した。

### 1 通学手段決定までの流れ



### 2 検討の経緯

- ・中学生は、現在全員が徒歩及び自転車で通学している。中学生にとっては、校区の範囲が変わらないこと、現状よりも学校が校区の中心になることから、現在の通学手段をそのまま適用するという結論に至った。
- ・小学生については、通学距離が遠距離になることや中学生に比べ体力面に配慮が必要であることから、通学支援策としてバスを活用するという結論に至った。

### 3 部会案の決定

美保中学校区義務教育学校児童生徒の通学手段は、下記のとおりとする。

前期課程（1～6年生） 徒歩及び通学バス  
後期課程（7～9年生） 徒歩及び自転車  
自転車通学は、後期課程の生徒全員を対象とする。

## 通学路に係る検討の進捗状況について

令和7年度教育環境部会において「通学路」に係る検討を行い、以下のとおり「仮部会案」を決定した。

### 1 通学路決定までの流れ

既存校では児童が安全に登下校することができる通学路を保護者及び地域等が協議及び決定している。新設校（義務教育学校）については、既存校での保護者・地域等の役割を保護者、地域、学校関係者から構成する開校準備委員会（教育環境部会）が担い、学校の役割を教育委員会事務局が担うこととする。

（既存校では）

小学生・・・保護者・地域等から報告があった経路について、学校が点検をもとに安全と判断した通学路を選定している。

中学生・・・大通りなどの大体の通学路の指定と、通らないよう指導する箇所を選定している。

	既存校		新設校 (義務教育学校) ※開校前		新設校 (義務教育学校) ※開校後
協議	児童が安全に登下校できる経路（公道）を保護者や地域等で十分に協議		児童が安全に登下校できる経路（公道）を開校準備委員会（教育環境部会）で十分に協議		既存校の決定手順と同じ。
報告	保護者や地域等が学校に報告		開校準備委員会（教育環境部会）が米子市教育委員会事務局に報告		
点検	報告された経路を教員が点検		報告された経路を米子市教育委員会事務局が点検		
点検後	安全に登下校できる経路であると判断した場合	危険であると判断した場合	安全に登下校できる経路であると判断した場合	危険であると判断した場合	
見直し	↓		↓		
協議	再度、別の経路を含めて見直し		再度、別の経路を含めて見直し		
協議	協議で決まらない場合		協議で決まらない場合		
決定	保護者が報告した経路を通学路として決定	学校が提案した経路を通学路として決定	開校準備委員会（教育環境部会）が報告した経路を通学路として決定	米子市教育委員会事務局が提案した経路を通学路として決定	

※義務教育学校開校後は、既存校と同様に、学校からの報告に基づき危険箇所を適宜点検し、児童生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保を図っていく。

## 2 検討の経緯

- (1) 部会での協議（グループ）（第6回教育環境部会）  
事務局案を基に検討を行った。
- (2) 現地調査の実施（令和8年1月）  
「安全面」「防犯面」「環境面」の視点から設定した検討ポイントに照らし合わせて、新規通学ルートを中心に現地調査を行った。
- (3) 部会での協議（グループ、全体）（第7回教育環境部会）
  - ・現地調査の振り返りを基に最終的な評価を行った結果、概ね新規通学ルートは通学路としての基準を満たしているという評価であった。
  - ・一部箇所においては、信号機や横断歩道、ポール等の設置を望む意見があった。
  - ・各グループで既存の通学路と「新規通学ルート」を組み合わせ、各小学校区のスタート地点から義務教育学校までのルート検討及び作成を行った。

## 3 仮部会案の決定

各グループで出された案について全体で協議を行い、通学路（仮部会案）を決定した。詳細の図面については、「美保中学校区義務教育学校通学路図（仮部会案）」（別紙2）のとおりである。

なお、学校周辺経路及び敷地内動線については、美保中学校区義務教育学校周辺経路及び敷地内動線」（別紙3）に示している。

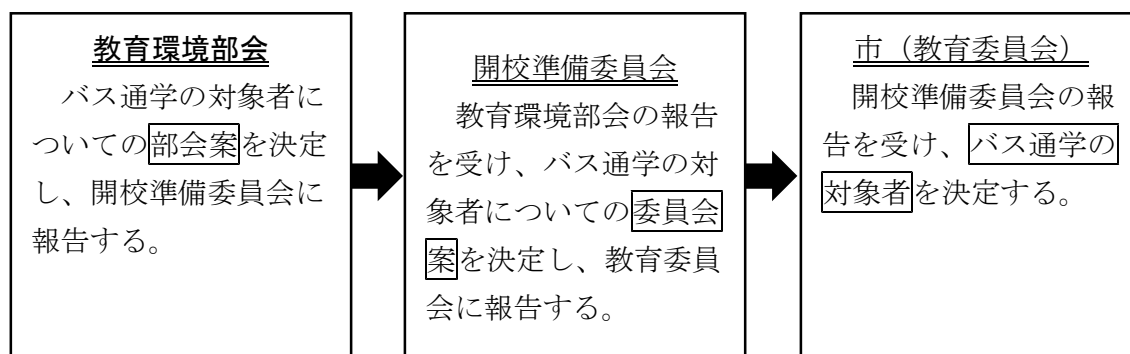




## バス通学対象者の進捗状況について

令和7年度教育環境部会において、バス通学対象者に係る検討を以下のとおり進めた。

### 1 バス通学の対象者決定までの流れ



### 2 検討の経緯

#### (1) バス通学対象者についての意見交換

対象児童の範囲（学年等）や地理的条件（通学距離等）を検討ポイントにして、意見交換を行った。

各グループとも、対象児童の範囲（学年）については1年生～3年生までという意見であった。距離については、各グループで1 km～2 kmの範囲で様々な意見があった。（第5回教育環境部会）

#### (2) 論点の整理・方向性の確認

バス通学については、距離だけでなく「安全面」「防犯面」「環境面」といった通学路の課題を抽出し、その解決方法を検討する過程でバスという支援策が必要な児童の範囲が明確になるものと整理した。（第6回教育環境部会）

#### (4) 今後の検討の方針

通学バスと通学路の検討を並行して行っていく。（第6回教育環境部会）